

# 第1回草津市いじめ防止基本方針策定懇談会 会議録

■日時：

平成26年5月12日（月）15時30分～17時00分

■場所：

草津市立教育研究所2階会議室

■出席委員：

峯本耕治委員、松嶋秀明委員、埴岡美江子委員、中谷仁彦委員、山元孝子委員

■欠席委員：

なし

■事務局：

学校教育課 藤野利也参事、姫野健副参事、菊池誠専門員

## 1. 開会

---

○あいさつ【藤野参事】

- ・昨年、いじめ防止対策推進法が施行され、国、県ではすでにいじめ防止基本方針策定済み。草津市としてもいじめ防止基本方針を本年度、策定していく。
- ・草津市いじめ防止基本方針の方向性について、忌憚のない意見をいただき、その内容を参考にさせていただきながら、副部長会、部長会等で協議を図りたい。

○自己紹介、事務局紹介

- ・出席委員5人、事務局3人

○座長選任

- ・委員の互選により峯本委員を座長に選任。

## 2. 懇談内容

---

○草津市いじめ防止基本方針策定の概要について

【事務局】

- ・資料について説明。
- ・平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法により、国のいじめ防止基本方針は平成25年10月に、県の方針は平成26年3月にそれぞれ策定された。
- ・草津市としても国、県のをいじめ防止基本方針を参酌し、草津市の方針を策定する予定

である。この後、市の方針案についてご意見をいただき、8月を目途にパブリックコメントを経て9月には最終案を決定したいと考えている。

**【峯本座長】**

- ・草津市いじめ防止基本方針策定の概要について項目ごとに意見をいただく。
- ・本日は全項目の概ね半分について、各委員に意見をいただきたい。
- ・国や県の方針にも、前段として「はじめに」の表現がある。草津市も盛り込む予定か。

**【事務局】**

- ・盛り込む予定である。

**【中谷委員】**

- ・草津市もこれまでに色々な取組をしてきたが、いわゆる巻頭の「はじめに」の部分で草津市は特に人権教育の充実やいじめを許さず見逃さない子どもの育成に努めてきたことなどを含み、草津市独自の色を出してはどうか。

**【事務局】**

- ・草津市としては、国の方針の項目に準じた構成を考えており、方針案には人権尊重の観点も取り入れたい。

**【松嶋委員】**

- ・県の方針との違いとして、いじめを許さず見逃さない子どもの育成に努めることを市の特色としてあげてはどうか。県の方針は大人も子どもも社会もというところえ方だが、子どもを育てるということをまず強調することは大切である。そのあとに大人や社会の役割を示すとよいのではないか。

**【中谷委員】**

- ・草津市は人権教育を大切にしてきた。人権侵害に対する文言も入れていってもいいのではないか。ただ、いじめに特化している方針なので難しい面もある。

**【山元委員】**

- ・子ども自らがいじめをなくしていくためのことが書かれているとよい。また、人権侵害に対してのことを強調してもよいと思う。

**【埴岡委員】**

- ・草津市は一人ひとりの子どもを大切に考えてきた。このことを入れてはどうか。いじめを許さず見逃さないということもキャッチフレーズとしてよいと思う。

**【峯本座長】**

- ・子どもの主体的な動きを大人がサポートしていくという草津市のこれまでの取組をいじめに焦点化し、発展させた表現にしてはどうか。

**【峯本座長】**

- ・次に、いじめの防止等のための対策の基本的な方向についてご意見をいただく。  
国の方針の項目に沿って構成されているが、特に特徴としてあげられるものは何か。

**【事務局】**

- ・いじめの定義をもとに、いじめの防止等の対策に関する基本理念を大切にしたい。具

体的な方向付けとして、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処を三本柱とし、市、学校、家庭、地域、関係機関それぞれの姿勢を示したい。

**【峯本座長】**

- ・では、いじめの定義について、法にもとづいて意見をいただく。
- ・定義では、心身の苦痛を感じたと被害を受けた子どもが思った時点でいじめとなるとされている。学校現場では判断が難しい側面もあるが、法律上明確にされていることである。
- ・加害、被害の構図だけでなく、傍観者や観衆など周囲の者も含めて全体の関係性としていじめについて考えていく必要がある。

**【中谷委員】**

- ・法の示すいじめの定義の次に、いじめの具体例をあげてはどうか。はじめて見た人がわかりやすい表現も大切ではないかと思う。

**【松嶋委員】**

- ・大津市の事件を踏まえると、いじめのとらえ方によって対応に混乱が生じたように思う。いじめの芽の段階からいじめ犯罪という段階まで、いじめの内容によって学校で対処すべき対応方法も変わってくる。学校の対応がいいのかどうなのかと議論が錯綜して答えが出ないことがあると感じている。

**【中谷委員】**

- ・学校の問題だけではない面がある。定義だけを見ただけで色々な人がどのようにとらえるかという懸念はある。具体的な例をあげるとインパクトがあるのではないか。

**【峯本座長】**

- ・加害、被害の二者構造のみがピックアップされないよう検討してはどうか。

**【峯本座長】**

- ・次にいじめの防止等の対策に関する基本理念や基本的な考え方について意見をいただきたい。国の方針にも基本理念が示されているが、草津市としては、理念を示す予定か。

**【事務局】**

- ・示す予定である。

**【中谷委員】**

- ・草津市では、いじめの定義のあとに基本理念、基本的な考え方をもってきているがこの流れでよいのではないか。

**【峯本座長】**

- ・では、基本理念という前提をもとに、いじめの防止について意見をいただきたい。

**【埴岡委員】**

- ・いじめの防止には、加害者をうまないと側面も大切に考えなければならない。
- ・一人一人の子どもが自己充実感をもてるようにしていくことが大切である。

**【峯本委員】**

- ・いじめをなくしていくためには、その予防が大切であることを強調する必要がある。
- ・人権教育の重要性や人間関係構築のスキルなどを入れてもよいのではないか。
- ・学級の中に居場所をつくるのが予防につながるという視点をいれてはどうか。

**【松嶋委員】**

- ・学級の構造の中でいじめが起きている。加害、被害というだけの関係でいじめがおきるというものではないことを入れておくことも大切である。

**【山元委員】**

- ・家庭が大切であることの標記も必要であると思う。家庭は子どもの心を育てていくところである。
- ・子どもを育てることは、子どもの心とともに育てることと同じであり、このことを伝えていくことが大切だと考える。

**【中谷委員】**

- ・確かに、いじめの認知は学校の内外を問わない。気づくところは学校だけではない。

**【峯本座長】**

- ・いじめの認知は学校の内外を問わないこと、子ども自身がいじめをしない力をつけていくこと、大人が連携していじめの防止に取り組んでいくことを意識した文言にしてはどうか。

**【峯本座長】**

- ・次に、いじめの早期発見について、意見をいただきたい。

**【埴岡委員】**

- ・いじめの発見については、学校だけでなく家庭や地域からの情報もあるので、内容に家庭や地域を明記していく必要がある。

**【松嶋委員】**

- ・発見者を個別化するのではなく、すべての大人がというとならえ方が大事である。

**【峯本座長】**

- ・学校現場での例をあげながら地域での取組も入れていってもよいのではないか。学校だけをターゲットにしている方針ではないので、具体的なことを取り上げるかそうではないか考えたとき、膨らませた表現をしてもよいのではないか。

**【中谷委員】**

- ・どこまで書くか難しいであろう。

**【峯本座長】**

- ・では、いじめへの対処について、予防や早期発見との関連を含めて重要なことは何か。
- ・いじめへの対処の動きとしては、まず情報が入るとすぐに教育委員会に報告し、チームで指導や支援にあたる。事実の調査をていねいに行い、アセスメントをしっかりとる。支援方法をプランニングし、本人や保護者に説明していくなど、対処のところまで明確かつ具体的に表記しておく必要があるのではないか。また、地域や関係機関と学校との連携とともに各関係機関独自の取組の両面も必要になってくるのではないか。

**【中谷委員】**

- ・常に草津市がこれまででいねいに行ってきた対処法がベースにあるべきである。特にその中で連携の必要性を明確にしておくことが大切であろう。

**【峯本委員】**

- ・では次に、いじめの防止等のための対策について意見をいただきたい。
- ・いじめ防止対策推進法の中に設置しなければならない機関などがある。

**【事務局】**

- ・草津市として法にもとづき設置していく機関については、附属機関は最終的には副部長会議や部長会議、市長で決定していくことになる。

**【峯本座長】**

- ・重大事態が派生した場合、第三者性が確保された調査組織または教育委員会附属の調査機関が必要になる。
- ・いじめ問題対策連絡協議会の項目の次に市附属機関の設置ではなく、市教育委員会附属機関の設置を先にあげてはどうか。

**【山元委員】**

- ・附属機関の設置に関する表記順位は、市民から見てもわかりやすいよう順序立てて記した方がよいと思う。

**【中谷委員】**

- ・いじめの調査については、その段階に応じてチェック機能がはたらくようにしておくことが大切である。

**【峯本座長】**

- ・インターネットを通じて行われるいじめについても対策を講じなければならない。

**【埴岡委員】**

- ・学校現場でのいじめの防止等に関する研修の項目も含める必要がある。

**【峯本座長】**

- ・本日は、ここまでとする。次回は方針案の項目の後半部分について、特に重大事態に関する項目について意見をいただく。

### 3. 閉会

---

○あいさつ【藤野参事】

- ・本日は草津市いじめ防止基本方針の方向性について様々な意見をいただいた。策定に向けての参考にさせていただく。次回も引き続きよろしくお願ひしたい。

以上。